

令和4年度

工事監査結果報告書

令和5年2月

焼津市監査委員

目 次

総 括 1

工事技術調査結果報告書 3

総 括

1 監査の基準

焼津市監査基準（令和2年焼津市監査委員告示第3号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく工事監査

3 監査の対象、実施日及び実施場所

おおむね契約金額1,000万円以上、進捗率30パーセントから70パーセント程度の市が施行する工事の中から以下の2件を抽出した。

実施日	実施場所	実施場所
令和4年12月13日	令和3年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越） 大井川港胸壁整備工事	大井川港管理事務所 3階会議室及び工事現場
令和4年12月14日	令和4年度防災・安全交付金事業会下ノ島石津8-8号線ほか道路築造工事	本庁舎7A会議室及び工事現場

4 監査の着眼点及び実施内容

計画の妥当性と設計、積算、契約、施工等の合規性、経済性、効率性、安全性を着眼点として、関係書類の照合、工事所管課等への質問及び現場実査を実施した。

実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を委託した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、各工事ともにおおむね適正に執行されていると認められた。

詳細については、工事技術調査結果報告書のとおりである。技術士から細部にわたり指導、助言があるので、参考にされたい。

今後の工事の施工にあたっては、工事監査結果を十分に活かし、品質の確保を図り、安全管理や環境面に配慮し、適正な施工管理に努められたい。

焼津市

令和4年度

工事技術調査結果報告書

令和5年1月26日（木）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和4年12月13・14日（火・水）

場 所：大井川港管理事務所会議室及び工事現場
焼津市役所本庁舎7A会議室及び工事現場

監査執行者：	焼津市代表監査委員	（識見）	大 畑 秀 久
	焼津市監査委員	（議選）	川 島 要
監査立会者：	監査委員事務局	事務局長	
	監査委員事務局	係長	
	監査委員事務局	主任主査	
	監査委員事務局	主査	
	監査委員事務局	主査	

調査対象工事

令和3年度（明許繰越） 大井川港胸壁整備工事

令和4年度 会下ノ島石津8—8号線ほか道路築造工事

令和3年度（明許繰越） 大井川港胸壁整備工事

1 工事内容説明者

調査出席者（大井川港管理事務所）

建設部長

大井川港管理事務所 所長

〃 工務担当 主幹

〃 工務担当 主査

〃 工務担当 主査

総務部 契約検査課 課長

〃 検査担当 統括主幹

〃 契約担当 係長

〃 〃 主事

工事請負者 株式会社 橋本組

現場代理人

監理技術者

2 工事概要

(1) 工事場所：焼津市飯淵・利右衛門地内

(2) 工事内容

東日本大震災の災害を教訓として、平成23年12月に国が「津波防災地域づくりに関する法律」を制定し、平成26年3月に焼津市で「焼津市津波防災地域づくり推進計画」を策定した。この推進計画に基づき、平成29年度より津波、台風等による高潮から背後地を防護することを目的とし、胸壁整備を進めている。

概要

施工延長 L=55.65m

・胸壁工 L=34.71m

・構造物基礎工(鋼管杭) N = 38本

1工区: $\phi 600 \times 10$ 本

2工区: $\phi 600 \times 4$ 本、 $\phi 800 \times 15$ 本、 $\phi 1000 \times 9$ 本

(3) 工事請負業者

株式会社 橋本組

【第1回入札で落札】

(制限付き一般競争入札、参加業者3者、電子入札)

(4) 設計業務委託業者
株式会社 長大

(5) 工事費 変更
予定金額(税込) 118,074,000 円 127,358,000 円
請負金額(税込) 116,050,000 円 125,169,000 円
(うち消費税及び地方消費税, 10,550,000 円) (うち消費税及び地方消費税, 11,379,000 円)
落札率 : 98.28%

(6) 工事期間
令和4年7月15日から令和5年3月10日まで

(7) 工事進捗状況 (令和4年11月末日 現在)
計画出来高 60.0% 実施出来高 80.0% 【計画より20%早い】
・ 1工区の鋼管ズレ止め溶接
・ 2工区の床掘・掘削・杭内部掘削

(8) 工事監督者
建設業法第19条の二 第2項等により請負者に書面により監督員通知を適正に行っていた。
総括監督員、主任監督員並びに担当監督員の下記3名を指名していた。
「建設工事執行規則・建設工事監督規定に基づく監督業務」(焼津市契約検査課)にて明確に監督員業務を示していた。適正であった。
総括監督員
主任監督員
担当監督員

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度^{※1}の活用が図られている。
契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

11,605,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができる。
「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するもの。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められている。

(2) 前払金保証について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

46,400,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(3) 入札状況について

制限付き一般競争入札（事後審査型）

公告	令和4年6月10日
参加申請受付	令和4年6月13日～令和4年6月24日
入札受付	令和4年7月5日～令和4年7月6日
開札	令和4年7月7日

(4) 施工業者の選定

本工事は、施工業者3者の参加申請を得、適正に執行していた。

「制限付き一般競争入札実施要綱」に準拠し、「焼津市電子入札運用基準」に基づき、開札令和4年7月7日に適正に執行されていた。

【土木一式工事】

(5) 契約関係書類

建設工事請負契約書は、『焼津市建設工事執行規則』『焼津市建設工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

また、担当監督員は「焼津市建設工事監督規程」により、「契約締結時における主任技術者等のチェックリスト」等でチェックを行い、適正であった。

平成21年 焼津市告示第311号に基づき、本工事に使用する「土木工事共通仕様書」の名称を契約図書に明記し適正であった。

(6) 現場代理人及び監理技術者届

関係届け出書類は、適正に作成し、提出していた。

(7) 関係下請負人届等

下請負人関係書類は、施工体制台帳にて提出させていた。適正であった。

(8) 監督者管理

ア 工事監督者の確認も適正になされていた。また、打合せ簿記録は、適正な管理状態であった。

イ 工事監理の品質管理など、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(9) 建退共証紙など書類

請負業者は、建設業退職金共済制度^{※2}に加入し、「焼津市建設業退職金共済証紙の事務取扱要領」に基づき、適正に掛金収納書の原本を受注者から提出させていた。

工事完成後に下請業者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をお願いする。また、下請業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本
当に証紙が不必要か等の確認もお願いする。

現在、建設業労働者年齢の36%が55歳以上であり、29歳以下が12%である。

10年先は、今より顕著に労働者不足が懸念され、現状のまま放置すると10年先地域の守り手としてインフラを維持が出来ない。

公共工事の発注者として、労働者に対して、退職金及び法定福利面も含めて適切な指導徹底が必要である。なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費^{※3}に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

【※ 3 設計積算時の現場管理費】

2) 現場管理費

(1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(3) 租 税 公 課

固定資産税，自動車税，軽自動車税等の租税公課。ただし，機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く

(4) 保 険 料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く），工事保険，組立保険，法定外の労災保険，火災保険，その他の損害保険の保険料

(5) 従業員給料手当

現場従業員の給料，諸手当（危険手当，通勤手当，火薬手当等）及び賞与。ただし，本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者，世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(6) 退 職 金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計会社の関係書類は、適正に整備されていた。

【設計方針】

港湾基準に示す要求性能を満たすべく、二次元応答解析（FLIP^{※4}）により地震動における動的解析を行ない、安定性、経済性に優れた胸壁構造とする。

※4 FLIPの特徴は、次のとおり。

- 有限要素法に基づくプログラムで、2次元解析では平面ひずみ状態を解析対象とする。
- 土のせん断応力-せん断ひずみモデルとして、多重せん断ばねモデルが採用されている。
- マルチスプリング要素を使うことができ、この場合、要素間の透水は考慮しない非排水条件のもと、過剰間隙水圧発生モデルを用い、有効応力解析により液状化現象を表現する。

解析の手順と解析モデルの概念を下記に示す。

ア 計画準備

- ・解析対象断面の設定
- ・解析対象入力地震動の設定
- ・各種資料（土質データ、施工順序等）
- ・モデル化の基本方針

イ 解析モデルの作成

- ・基準面の設定
- ・上下水面レベルの設定
- ・土層分割
- ・各土層の解析地盤定数の設定
- ・液状化パラメータの設定
- ・有限要素分割方針検討

ウ 入力

エ 解析実行

- ・不規則領域（I R）初期自重解析
- ・不規則領域（I R）地震応答解析

現状、モデル領域の一般的な目安としては、検討対象範囲の地盤の応力状態に境界条件の影響が及ばない範囲とされ、モデル幅は構造物基礎幅の約 2.5 倍、深度方向には 1.5～2.0 倍程度とされている。

地震荷重で代表される複素応答法による 2 次元 FEM 動的解析の境界条件としては、底面には剛体基盤または粘性境界による半無限地盤、側方にはエネルギー伝達境界または粘性境界が使用され、限られた解析領域でも十分な精度を得ている。

オ 解析結果の出力

カ 解析結果評価

【設計に関する書類】

本工事の実設計は、株式会社 長大で実施していた。

設計関係書類は、「平成 28 年度大井川港津波対策施設（胸壁）整備に伴う実設計業務委託報告書（平成 30 年 2 月）」に基づき、修正を加え工事発注していた。

報告書を確認し、適正であった。

【実設計に使用した基準、指針】

港湾の施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）

港湾法第 56 条の 2 の 2 に基づき規定され、港湾の施設を建設、改良、維持する際に適用する基準。（平成 30 年 4 月 1 日に施行された最新の技術基準）

【本設計業務の収集資料一覧】

番号	収集資料名	発行年等	備考
◆図面関連			
1	港湾台帳(抜粋)		
2	昭和54年度 大井川港南防潮堤断面検討資料	昭和54年度	(株)建設コンサルタントセンター
3	大井川港海岸保全施設整備(侵食)事業 堤防補強工事(消波工)断面計算書	昭和47年	静岡県
4	平成25年度 大井川港海岸保全施設チャート式耐震診断業務	平成26年3月	(株)エコー
5	平成28年度[第28-V2410-01号]焼津漁港海岸 漁港海岸保全施設整備(高潮)胸壁工事に伴う基本設計業務委託(焼津内港地区A区間)	平成29年8月	(株)建設コンサルタントセンター
6	化粧型枠に関するカタログ		住理工商事(株)
◆埋設物関連			
7	NTT地下埋設物	平成27年7月	関係無し
8	中部電力地下埋設物	平成27年7月	関係無し
9	東海ガス地下埋設物	平成27年7月	関係有り
10	水道管	平成27年7月	関係有り
11	光ケーブル	平成27年7月	関係有り
◆測量、土質関連			
12	平成28年度 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)大井川港津波対策施設(胸壁)整備に伴う路線測量業務委託	平成28年9月	(株)建設コンサルタントセンター
13	平成28年度 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)大井川港津波対策施設(胸壁)整備に伴う用地測量業務委託	平成28年9月	(株)建設コンサルタントセンター
14	平成28年度 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)大井川港津波対策施設(胸壁)整備に伴う地質調査業務委託	平成29年6月	(株)建設コンサルタントセンター
15	平成9年度 町単独事業大井川沿岸壁液状化調査業務委託	平成10年3月	(株)建設コンサルタントセンター
16	昭和55年度 岸壁(-5.5m)耐震設計に伴う地質調査	昭和55年	日本エルダルト(株)
17	昭和47年度 大井川港一般雑貨埠頭(-5.5m)岸壁地質調査	昭和47年	(株)建設コンサルタントセンター
◆地震動関連			
18	L1地震動(75年確率)	平成22年3月	港湾空港技術研究所
19	M6.5直下地震		静岡県
20	東瀬・東瀬瀬+富士川河口断層帯		静岡県
21	5地震総合モデル		静岡県
22	港湾空港技術研究所資料No.1920	平成26年9月	独)港湾空港技術研究所
◆石油岸壁の利用に関するアンケート(陸間幅の設定)			
23	・JXTGエネルギー		
24	・伊藤商事(株)		
25	・伊藤忠エネクス(株)大井川ターミナル		
26	・東瀬造船運輸(株)		
◆津波シミュレーション関連			
27	平成16年度 町単独事業 大井川港沿岸事業計画調査業務委託	平成17年3月	(株)エコー
28	平成24年度[第24-K1570-01号]海岸・港湾・漁港・河川施設による津波防御のあり方検討業務委託(津波挙動解析)	平成26年3月	(株)建設技術研究所

(2) 積算

積算は、『令和3年度土木工事標準積算基準書』、『令和4年度静岡県建設資材等価格表(土木工事編)』を準拠し、適正に算出されていた。

『令和4年度建設資材等価格表(土木工事編)』及び、物価資料に定められていない資材価格については、『令和4年度土木工事積算資料』に記載されている『静

岡県建設資材等価格決定要領』『建設資材等の見積徴収に関する取扱い』に沿って採用単価を決定しており、積算は適正であった。

【積算参考図書】

・土木工事標準積算基準書	令和3年10月	静岡県
・静岡県建設資材等価格表（土木工事編）	令和4年5月	静岡県
・静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）	令和4年5月	静岡県
・建設物価	令和4年5月	(財)建設物価調査会
・積算資料	令和4年5月	(財)経済調査会
・土木施工単価	令和4年5月	(財)経済調査会

(3) 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

3-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の実施届出書の提出をはじめ、給水装置工事申込書等、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

本工事は、適切に施工体制台帳を作成させている。（建設業法24条の7）

入札契約適正化法の規定及び建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要があり、下請負人届と重複する書類であるが施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し共）を適正に提出させていた。

ア 施工体系図

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

【参考】 令和2年10月1日より建設業法及び入契法の一部改訂に伴い

建設業第40条（標識の掲示）

新法では、工事現場における「**下請の建設業許可証の掲示義務が緩和**」された。従って、今後の掲示を焼津市として統一周知させることが望ましい。

また、「**施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化**」された。建設キャリアアップシステム（CCUS）登録を促すことが必要となった。

国土交通省は社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位での加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する。

元請は下請に対し、下請と個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請負通知書の提出を求め、施工体制台帳に反映させる。

10月1日施行の改正建設業法では、これまで任意だった作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置きを義務付ける。

これを契機に、国交省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改正する。

CCUSに登録された情報を活用し、効果的に社会保険加入を確認・指導することを原則とする。ガイドラインは元請が新規入場者を受け入れる際、作業員名簿で各作業員の社会保険欄を確認するとしている。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUSに登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記。

この場合、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる。

一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を求める。

一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

このほか作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースを列挙。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

(4) 工程表管理

施工計画書に実施工程表が作成提出され整備されていた。

「進捗状況報告書（毎週）」「工事工程月報」を提出させ、先月工事出来高、今月施工予定を適正に管理していた。

工事出来高は、履行報告書数値で示されており適正であった。

(5) 施工計画書

施工計画書については、大変読みやすく分かりやすく作成していた。

施工計画書に記載している緊急時及び作業中止及び点検する時期を明確に記載させていた。

例：安全衛生法上の「悪天候」

悪天候時は、作業中止しその後「点検」が必要となる為、「悪天候の数値」を施工計画に記載させていた。

強風	10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上
大雨	1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上
大雪	1 回の降雪量が 25 センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数 4 以上
暴風	瞬間風速が毎秒 30 メートルを超える風

(6) 写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理されていた。

(7) 工事関係書類

使用資材製品届などは工事請負者から、適正に提出させていた。

また、材料の品質を証明する使用材料調書も適正であった。

(8) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。適正であった。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処分業者との契約など適切に実施されていた。契約書の写しを添付していた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、監査当日には確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

(3) 監査当日には確認しなかったが、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 5 条第 2 項」に基づき、速やかに「建設副産物情報交換システム-

COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成していた。

- ・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—
建設副産物情報交換システム【工事ID番号 11942931】にて確認した。

※「COBRIS」・Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。

3-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

安全掲示板、KYT、ツールボックスミーティング開催と安全サイクルが適正になされた活動であった。

(2) 仮設分電盤に取扱者名のシールを貼り明示させること。

【安全サポートマニュアルP76—国土交通省 中部地方整備局】

定められた有資格者・取扱い者以外の使用を禁止し、取扱い者を明示する。

4 現場施工状況調査における所見

(1) 工事掲示板は公衆の見やすい位置に設置していた。

(2) 工事進捗は、12月4日現在約90%程度の進捗状況であった。

本工事において、第三者に対する優先配慮を行ない、施工中は、第三者安全通行路を明確に示し、施工を行っていた。適正であった。

5 技術調査全般

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、大変良好な実施状況であった。

サンプリングの工事監査ではあるが、進捗率約 90%程度の提出される書類及び現場管理状況は、とても良好に整備が行き届いていた。

必要な処理を迅速・的確に指示した記録書類である。また、工事は、全般的に設計どおりに的確に施工され、適切な管理状態であった。

施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督者の直営監理であり、関与度が高い。出入口が限定されるため年始にかけて繁忙期で危険度も高くなることが予想される。

工事場所において、第三者災害絶無に向け、より徹底した現場管理を行うよう指導徹底を行っていただきたい。

※文書中の

_____部分は、留意事項
.....部分は、要望及び提案

令和4年度 会下ノ島石津8—8号線ほか道路築造工事

1 工事内容説明者

調査出席者

都市政策部	部長	
〃	区画整理課	課長
	工事担当	主任主査
	〃	技術員
	都市計画課	主任主査
総務部	契約検査課	課長
〃	検査担当	主幹
〃	契約担当	主査
〃	〃	主査

工事請負者 フジ建設株式会社
現場代理人（主任技術者）

2 工事概要

(1) 工事場所：焼津市会下ノ島石津土地区画整理事業区域内

(2) 工事内容

会下ノ島石津土地区画整理事業の道路計画及び排水計画に基づき、道路及び整地工事を行っている。

概要

施工延長 $L = 111 \text{ m}$

機械掘削 $v = 460 \text{ m}^3$

路床盛土工 $v = 220 \text{ m}^3$

側溝工 $L = 133 \text{ m}$

舗装工 $A = 443 \text{ m}^3$

整地工 $A = 121 \text{ m}^3$ (盛土工 $V = 20 \text{ m}^3$)

擁壁工 $L = 74 \text{ m}$

(3) 工事請負業者

フジ建設 株式会社

【第1回入札で落札】

(工事等希望型一般競争入札、「参加業者11者」、電子入札)

(4) 設計業務委託業者

日本工営都市空間株式会社静岡支店（旧玉野総合コンサルタント㈱）

(5) 工事費

設計金額 17,655,000 円（税込）

請負金額 15,851,000 円（税込）（うち消費税及び地方消費税 1,441,000 円）

落札率 : 89.78%

(6) 工事期間

令和4年8月11日から令和5年3月10日まで

(7) 工事進捗状況（令和4年11月末日 現在）

計画出来高 59.0% 実施出来高 67.0%

【計画より 8.0%早い】

排水構造物工（側溝工）施工中

(8) 工事監督者

建設業法19条の二 2項等により請負者に書面にて監督員通知を適正に行っていた。総括監督者、主任監督者並びに担当監督者の下記3名を指名していた。

「建設工事執行規則・建設工事監督規定に基づく監督業務」（焼津市契約検査課）にて明確に監督員業務を示していた。適正であった。

総括監督者

主任監督者

担当監督者

3 書類所見

3-1 書類関係

- (1) 地方自治法・履行保証制度^{※1}として、金銭的保証制度の活用が図られている。契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

1,586,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができる。

「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するもの。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められている。

- (2) 前払金保証について、契約約款どおりであり適正である。

6,300,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(3) 入札状況について

制限付き一般競争入札（事後審査型）

公告	令和4年7月19日
参加申請受付	令和4年7月19日～令和4年7月26日
入札受付	令和4年8月2日～令和4年8月3日
開札	令和4年8月4日

(4) 施工業者の選定

本工事は、施工業者11者の参加申請を得、適正に執行していた。

「制限付き一般競争入札実施要綱」、「焼津市工事等希望型一般競争入札取扱要領」に準拠し、「焼津市電子入札運用基準」に基づき、開札令和4年8月4日に適正に執行されていた。

【土木一式工事】

(5) 契約関係書類

建設工事請負契約書は、『焼津市建設工事執行規則』『焼津市建設工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

また、担当監督員は「焼津市建設工事監督規程」により、「契約締結時における主任技術者等のチェックリスト」等でチェックを行い、適正であった。

平成21年 焼津市告示第311号に基づき、本工事に使用する「土木工事共通仕様書」の名称を契約図書に明記し適正であった。

(6) 現場代理人及び主任技術者届

関係届け出書類は、適正に作成し、提出していた。

(7) 関係下請負人届等

下請負人関係書類は、施工体制台帳にて提出させていた。適正であった。

(8) 設計会社からの関係書類

設計会社の関係書類は、適正に整備されていた。

【設計方針】

会下ノ島石津土地地区画整理事業の道路計画及び排水計画に基づき、道路及び整地設計を行っている。

【設計に関する書類】

本工事の実施設計は、日本工営都市空間株式会社静岡支店（旧玉野総合コンサルタント株）で実施していた。

設計関係書類は、設計会社の関係書類は、適正に整備されていた。

【実施設計に使用した基準、指針】

・道路構造令の解説と運用	平成 16 年 2 月	日本道路協会
・道路土工排水工指針	昭和 62 年 6 月	日本道路協会
・道路土工要綱	平成 21 年 6 月	日本道路協会
・道路土工盛土工指針	平成 22 年 4 月	日本道路協会
・舗装設計便覧	平成 18 年 2 月	日本道路協会
・簡易舗装要綱	昭和 54 年版	日本道路協会

(9) 監督者管理

ア 工事記録は的確に作成させており、工事監督者の確認も適正になされていた。
打合せ簿記録は、適正な管理状態であった。

イ 工事監理の品質管理など、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(10) 建退共証紙など書類

請負業者は、建設業退職金共済制度に加入し、「焼津市建設業退職金共済証紙の工事取扱要領」に基づき、適正に掛金収納書の原本を受注者から提出させていた。
適正であった。

3-2 積算・設計に関する書類

【コスト縮減】

路床及び路体・整地盛土工の使用材料を他工事で発生した路床及び路体材相当の土砂(トンネル掘削土を破砕機で砕いた土砂)を使用することで、コスト縮減を図っている。

(1) 積算

積算は、『土木工事標準積算基準』及び『焼津市資材単価表コンクリート二次製品』を準拠し、適正に算出されていた。

『令和 4 年度建設資材等価格表』及び、物価資料に定められていない資材価格については、『令和 4 年度土木工事積算資料』に記載されている『静岡県建設資材等価格決定要領』『建設資材等の見積徴収に関する取扱い』に沿って採用単価を決定しており、積算は適正であった。

【積算参考図書】

・土木工事標準積算基準	令和3年10月1日	静岡県交通基盤部
・web 建設物価	令和4年7月	建設物価調査会
・積算資料電子版	令和4年7月	経済調査会
・デジタル土木コスト情報	令和4年7月(夏)	建設物価調査会
・土木施工単価(電子書籍)	令和4年7月(夏)	経済調査会
・材料等見積り(路盤保護工施工単価)	令和4年4月	焼津市区画整理課
・材料等見積り(プレキャストL型擁壁)	令和4年6月	焼津市区画整理課
・令和4年度焼津市資材単価表コンクリート二次製品	令和4年4月	焼津市

(2) 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓されていた。

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

本工事は、適切に施工体制台帳を作成させている。（建設業法24条の7）

入札契約適正化法の規定及び建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要があり、下請負人届と重複するが施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し共）を適正に提出させていた。

ア 施工体系図

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

【参考】 令和2年10月1日より建設業法及び入契法の一部改訂に伴い

建設業第40条（標識の掲示）

新法では、工事現場における「**下請の建設業許可証の掲示義務が緩和**」された。従って、今後の掲示を焼津市として統一周知させることが望ましい。

また、「**施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化**」された。建設キャリアアップシステム（CCUS）登録を促すことが必要となった。

国土交通省は社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位での加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する。

元請は下請に対し、下請と個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請負通知書の提出を求め、施工体制台帳に反映させる。

10月1日施行の改正建設業法では、これまで任意だった作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置きを義務付ける。

これを契機に、国交省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改正する。

CCUSに登録された情報を活用し、効果的に社会保険加入を確認・指導することを原則とする。ガイドラインは元請が新規入場者を受け入れる際、作業員名簿で各作業員の社会保険欄を確認するとしている。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUSに登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記。

この場合、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる。

一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を求める。

一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

このほか作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースを列挙。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

(4) 工程表管理

施工計画書に実施工程表が作成提出され整備されていた。

また、「進捗状況報告書（毎週）」「工事工程月報」を提出させ、先月工事出来高、今月施工予定を適正に管理していた。

工事出来高は、履行報告書数値で示されており適正であった。

(5) 施工計画書

施工計画書については、大変読みやすく分かりやすく作成していた。

施工計画に記載している緊急時及び作業中止及び点検する時期を明確に記載させていた。

例：安全衛生法上の「悪天候」

悪天候時は、作業中止しその後「点検」が必要となる為、「悪天候の数値」を施工計画に記載させ、適切であった。

強風	10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上
大雨	1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上
大雪	1 回の降雪量が 25 センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数 4 以上
暴風	瞬間風速が毎秒 30 メートルを超える風

(6) 写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理されていた。

(7) 工事関係書類

使用資材製品届などは工事請負者から、適正に提出させていた。

また、材料の品質を証明する使用材料調書は、現在作成途中であった。

(8) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、適正に管理されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、現在段階の確認をした。適正な管理状態であった。

竣工書類検査段階において、設計書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真を提出させ、発注者として管理指導を行っていただきたい。

(3) 監査当日には確認しなかったが、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 5 条第 2 項」に基づき、速やかに「建設副産物情報交換システム-C O B R I S-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作

成していた。

- ・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—

建設副産物情報交換システム【工事ID番号 11941842】にて確認した。

※「COBRIS」・Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

安全掲示板、KYT、ツールボックスミーティング開催と安全サイクルが適正になされた活動であった。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事掲示板は公衆の見やすい位置に設置していた。

- (2) 工事進捗は、11月末日現在67%程度の進捗状況であった。

- (3) 現場において、周辺環境に配慮し適正な施工管理状態であった。

5 技術調査全般

当該工事について、進捗率67%程度の提出される書類は整理されていた。

全般的に設計どおりに的確に施工されていた。また、受注者の施工管理上の工夫（現場打側溝の蓋部）が見受けられ出来映えも良好であった。

施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督者の直営監理であり、関与度が高いが、年始にかけて、繁忙期で危険度も高くなることが予想される。

工事場所が、狭隘な道路上で、第三者災害絶無に向け、より徹底した現場管理を行うよう指導徹底を行っていただきたい。

※文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、要望及び提案